

議案第12号

佐野市印鑑条例の改正について

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年2月28日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例

佐野市印鑑条例（平成17年佐野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第12条第1項第4号を次のように改める。

（4）意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

成年被後見人の印鑑登録について所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第12号参考資料

佐野市印鑑条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者(15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 後見開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者(15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>(印鑑登録原票の抹消)</p> <p>第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票を抹消しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 意思能力を有しない者となったとき。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>